

岩手県告示第255号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条の4第2項の規定により、指定試験機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成25年4月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定試験機関の名称		主たる事務所の所在地	変更しようとする年月日
変更前	変更後		
財団法人行政書士試験研究センター	一般財団法人行政書士試験研究センター	東京都千代田区一番町25番地	平成25年4月1日